

【シンガポール】新型コロナウイルス感染症（暫定措置）法

海外立法情報課 日野 智豪

* 2020年4月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大により、契約履行不能な事業当事者を一時的に保護すること等を目的に、新型コロナウイルス感染症（暫定措置）法が成立した。

1 背景・経緯

シンガポールでは、2020年1月23日、観光で訪れた中国武漢出身の66歳の男性が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患したと発表され¹、4月19日現在、シンガポールは、東南アジアで確認されたCOVID-19症例数が最も多いと報道されている²。また、外国人労働者が居住する施設でクラスターが発生しており、COVID-19に罹患した外国人労働者は、4月28日現在、12,694名と報道されている³。

2020年4月7日、COVID-19の全国的な流行を抑止するために厳格かつ暫定的な措置を講ずる法案がシンガポール議会に提出された。法案は、同日中に議会を通過し、新型コロナウイルス感染症（暫定措置）法⁴として成立し、公布された。この法律は、同年3月27日から段階的に効力が発生するものとされている⁵。COVID-19に関連する法律として、議会選挙（新型コロナウイルス感染症特別管理）法⁶（2020年5月15日成立、同月26日施行、全10条）、新型コロナウイルス感染症（結婚式挙行及び婚姻登録のための暫定措置）法⁷（2020年5月15日成立、同日施行、全4条）が制定されている。

2 法律の構成と概要

(1) 新型コロナウイルス感染症（暫定措置）法の章構成

この法律は、第1条：略称及び施行日、第1章：序文（第2条～第3条）、第2章：契約履行不能の暫定的救済（第4条～第19条）、第3章：財政難の個人、合資会社及び他の事業のための暫定的救済（第20条～第26条）、第4章：議会会議運営のための暫定措置（第27条）、第5章：裁判所手続及びシャリーア（イスラーム法）裁判所手続のための暫定措置（第28条）、第6章：固定資産税免除に関する暫定措置（第29条～第33条）、第7章：COVID-19管理命

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月10日である。

¹ Timothy Goh, "Singapore confirms first case of Wuhan virus; second case likely," *The Straits Times*, Jan 23, 2020. <<https://www.straitstimes.com/singapore/health/singapore-confirms-first-case-of-wuhan-virus>>

² "Singapore now has most coronavirus cases in SE Asia," *Bangkok Post*, Apr 19, 2020. <<https://www.bangkokpost.com/world/1902975/singapore-now-has-most-coronavirus-cases-in-se-asia>>

³ Charmaine Ng, "511 of 528 new COVID-19 cases are foreign workers from dormitories," *The Straits Times*, Apr 28, 2020. <<https://www.straitstimes.com/singapore/health/528-new-covid-19-cases-take-singapore-tally-to-14951>>

⁴ COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020 (No.14 of 2020). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/14-2020/Published/20200407?DocDate=20200407>>

⁵ 2020年3月27日に第4章が、4月7日に第2条、第5章並びに第34条第(1)項及び第(2)項が、4月8日に第34条第(3)項～第(9)項及び第35条が、4月20日に第3条、第2章、第3章及び附則が、4月22日に第6章が施行された。

⁶ Parliamentary Elections (COVID-19 Special Arrangements) Act 2020 (No.21 of 2020). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/21-2020/Published/20200522?DocDate=20200522>> この法律は、COVID-19の全国的な流行を抑止するために、選挙区外での投票許可等、投票及び投票集計に関して特別措置をとることを規定している。

⁷ COVID-19 (Temporary Measures for Solemnization and Registration of Marriages) Act 2020 (No.23 of 2020). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/23-2020/Published/20200515?DocDate=20200515>> この法律は、COVID-19の全国的な流行を抑止するために、結婚式及び婚姻登録に関して遠隔通信技術の使用許可等を規定している。

令(第34条~第35条)の全7章35か条及び附則から成る。

(2) 契約履行不能の暫定的救済(第2章及び附則)

2020年2月1日以降に履行義務が発生する契約が、COVID-19の影響で履行できない場合、救済措置の対象となる(第5条)。また、同年3月25日以降に締結された又は故意に更新された契約は、救済措置の対象とならない(第4条)。契約には、①建築契約、②イベント契約、③観光関連の契約等が含まれる(附則)。

契約の締結者が救済を求める場合、他方の契約当事者(契約相手方)に救済通知を送付しなければならない(第9条)。救済通知が送付されると、契約相手方は、救済を求めた者に対し、①訴訟の開始又は継続、②清算及び破産の申立て、③賃料未払を理由とした不動産の賃貸又は契約の終了等を行ってはならない(第5条)。建築契約に関する履行不能の場合、履行期限日から7日以上前に保証を求めてはならない(第6条)。イベント・観光関連の契約に関する履行不能の場合、契約に基づいて支払われた手付金等を没収してはならない(第7条)。

(3) 財政難の個人、合資会社及び他の企業のための暫定的救済(第3章)

破産法⁸に基づいて、債務返済制度の債務総額の上限を10万シンガポールドル⁹から25万シンガポールドルに引き上げて救済する。破産通知期間は、21日から6か月間に延長される(第20条)。また、会社法¹⁰に基づく企業の破産要件として、負債総額を1万シンガポールドルから10万シンガポールドルに引き上げる(第22条)。

(4) 議会会議運営のための暫定措置(第4章)

成文法により規定されている議会出席が困難である場合、テレビ会議、電話会議といった遠隔通信技術を利用して議会会議を開催することができる(第27条)。

(5) 裁判所手続及びシャリーア(イスラーム法)裁判所手続のための暫定措置(第5章)

被告人又は証人は、訴訟手続又は証拠提出において、裁判所及びシャリーア裁判所への出廷を求められた場合、遠隔通信技術を利用することができる(第28条)。

(6) 固定資産税の免除に関する暫定的措置(第6章)

固定資産税の免除の対象となった不動産を資産として所有する者(不動産所有者)は、免除された固定資産税分の額を、テナントに対し、①一括又は分割で支払い、又は②テナントが支払う賃貸料の相殺又は減額、若しくはその組み合わせで、譲渡しなければならない。その際、不動産所有者は、テナントに対して、条件を課してはならない(第29条)。

(7) COVID-19管理命令(第7章)

COVID-19の全国的な流行を抑止するために、管理命令が必要である場合に限り、保健大臣は、管理命令を発することができる。保健大臣が発する管理命令の内容には、①特定の場所に滞在する又は滞在しないことを要求すること、②移動又は他者との接触を禁止し、又は制限すること、③イベント・集会を開催し、これらへの参加を制限し、又は禁止すること等が含まれる。合理的な理由なく管理命令に違反する者は、初犯の場合、1万シンガポールドル以下の罰金若しくは6か月以下の禁固刑に処し、又はこれを併科するものとする。再犯又はそれ以上の場合、2万シンガポールドル以下の罰金若しくは12か月以下の禁固刑に処し、又はこれを併科するものとする(第34条)。

⁸ Bankruptcy Act 1995 (No.15 of 1995). <<https://sso.agc.gov.sg/Act/BA1995>>

⁹ 1シンガポールドルは約75.9円(令和2年6月分報告省令レート)。

¹⁰ Companies Act 1967 (No.42 of 1967). <<https://sso.agc.gov.sg/Act/CoA1967>>